

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和3年5月18日
国立大学法人金沢大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和2年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥建築物の維持管理に関する契約、⑦産業廃棄物処理に係る契約については、以下のとおり。

- 電気の供給では、高圧・特別高圧において環境配慮契約（裾切り方式）による契約を行った。
- 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務では、産学連携拠点施設設計業務において、環境配慮型プロポーザル方式を実施した。
- 建築物の維持管理に関する契約では、業務管理者にエネルギー管理士の有資格者を配置した。
- 産業廃棄物の処理に係る契約では該当する案件がなかったが、感染性廃棄物収集運搬処理業務については優良産廃処理業者のみが参加できる条件とした上で、競争入札による契約を行った。

なお、その他については、該当する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう学内に周知を図った。